

令和3年4月1日
事務連絡

関係団体 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護事業所等における在籍型出向の活用及び改正高年齢者雇用
安定法の周知について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウィルス感染症の影響により雇用状況が悪化し、全職種の求人人数が減少している一方、介護関係職種の有効求人倍率は3.74倍（令和3年2月現在）と依然として高い水準となっています。

一方で、新型コロナウィルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向の活用により、労働者の雇用を維持する場合があります。

令和2年度第3次補正予算では、出向元企業及び出向先企業が負担する出向者の賃金等の一部を助成する産業雇用安定助成金が創設される等、雇用維持のために行う在籍型出向の支援制度が充実し、今年度も、当該助成金等が活用されていくことが想定され、介護事業所等においては、特に出向先企業として在籍型出向の活用が考えられます。

また、令和2年3月に高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）が改正され、65歳までの雇用確保措置の導入に係る義務に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するための措置として、70歳までの定年の引き上げや継続雇用制度の導入等を行うことが事業主の努力義務となり、本日から施行されます。

については、介護分野における人材確保の観点からも、別添のとおり、都道府県及び市区町村宛て事務連絡をしたところであり、貴会におかれましても、このことについて、会員事業者等に対し、周知していただきますよう御願い申し上げま

す。

なお、別添2. 及び4. については、地域医療介護総合確保基金の事業メニューとして都道府県の判断により、補助することが可能であるため、詳細は都道府県の地域医療介護総合確保基金の担当部局に御問い合わせください。